

2020年5月18日

ご就業中の皆さま

株式会社パソナロジコム

小学校等の臨時休業に伴う保護者を対象にした特別休暇（臨時）について

スタッフの皆様におかれましては、日頃ご活躍いただきましてまことにありがとうございます。
新型コロナウイルスの感染拡大防止策にたいしまして、様々なご協力・ご対応をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。引き続き、各自での感染予防対策の実行をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため小学校等の臨時休校が相次いで発表されていることに伴い、当社では、3月・4月に引き続き5月についても、臨時休業にともない、お子様の世話をを行う必要がありお休みされる親を対象にした特別休暇を設けることといたしました。
内容をご確認のうえ、取得をご希望の方は就業先と相談の上、締切日までの申請をお願い致します。
申請期間がタイトとなっておりますが5月分の給与と一緒に支払うため、何卒ご協力ください。
(6月以降にも設ける場合には改めてご案内申し上げます)

【対象】下記①②いずれの条件を満たす方

①新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休業した小学校等(※)に通うお子様の親で、
お子様の世話をを行う必要があり、事前に就業先に相談の上、お休みされる方

(※)“小学校等”とは…

小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、
特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、
家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等
障害のある子どもについては、中学校、高等学校等も含まれます。

②本特別休暇については厚生労働省の助成金を申請する予定のため後日、申請のための「有給休暇取得確認書」のご提出に同意いただける方

【特別休暇取得対象日】

上記対象に該当する方で、2020年5月1日～2020年5月31日の期間中に、お子様のお世話をを行うためお休みをする日

※特別休暇は1日単位となります（半日や遅刻早退対応等での時間単位のお休みは対象になりません）。

※上記対象の“小学校等”の土日祝日など元々休みの日や、その他施設（放課後児童クラブ等）の利用可能な日は取得対象外です。

※在宅勤務にて対応された日、ご就業先が休業にした出勤予定日は対象になりません。

【特別休暇取得日の賃金額】 時間給×1日の契約時間で計算した額

【申請方法】

申請を希望される場合は、まずはパーソナロジコム管理部までお電話をお願い致します。

連絡先：パーソナロジコム管理部 078-265-1260

お電話を頂きましたら「臨時特別休暇申請書」をお送り致しますので、必要事項を記入の上、下記必要書類を添付してご申請下さい。

■ 必要項目

お子様の氏名／お子様の生年月日／学年／学校名およびその臨時休業期間／
ご自身がお休みされる日（1日単位）

■ 必要添付書類 2点

①健康保険証や住民票など、ご自身とお子様のお名前が一緒に記載された公的書類の写し

※健康保険証でご自身とお子様の名前の記載が確認できない場合は住民票等もあわせて添付下さい。（配偶者の方が扶養されている場合は、住民票等が必要です。）

②学校の臨時休業実施が分かる書類（学校から通知された文書や、お知らせのメールなど）

■ 申請期間：2020年5月19日（火）～2020年5月25日（月）

この申請期間中に2020年5月1日～2020年5月31日の期間で特別休暇取得を希望する日を一度に申請下さい。2020年5月26日（火）以降は申請できません。

また、申請内容や添付書類に不備がある場合はご連絡致しますので、

再申請についても2020年5月25日までに完了ください。

【よくあるご質問】

Q1. このたびの特別休暇（臨時）と年次有給休暇の違いはなにか？

A1. このたびの特別休暇は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合に、お子様の世話のためやむを得ずお休みしなければならないスタッフ（派遣社員、委託従事社員）の方々に向け、会社が5月1日～5月31日の期間において臨時に設けた特別休暇です。年次有給休暇は目的を問わず自由に利用できますが、このたびの特別休暇は上記の目的に限定して会社が設けた休暇ですので、要件に該当しない場合や業務に支障がある場合などは、取得の対象外です。

Q2. 2020年5月26日以降の申請はできないか？

A2. できません。2020年5月1日～2020年5月31日に取得されたこの「特別休暇（臨時）」については5月分の給与と一緒に支払うため締切りをもうけております。なにとぞご理解ください。

Q3. 申請期間は2020年5月19日（火）～ということだが、このたびの特別休暇（臨時）の対象期間である2020年5月1日～2020年5月16日について事後申請になるが申請できるか？

A3. できます。2020年5月1日～2020年5月31日の間で取得される日については2020年5月25日まで事後申請も含めて受け付けます。ただし2020年5月26日以降は事前申請でも受け付けられませんので（Q2参照）、早めにご申請下さい。

Q4. 必要添付書類が用意できない。

A4. このたびの特別休暇（臨時）は、小学校等の臨時休業に伴いスタッフの方がお子様をお世話するため必要な場合に取得していただくものですから、必要書類をご準備いただけないと特別休暇取得の要件を満たされるかを確認できず、申請を受け付けられません。

Q5. 特別休暇取得に日数の制限はあるか？

A5. 日数の制限はありません。

Q6. 就業先から在宅勤務を命じられた日に、特別休暇（臨時）を申請することはできるか？

A6. 在宅勤務の日は勤務日ですのでこの休暇を取得することはできません。

Q7. 小学校等の臨時休業とは関係なく自身の希望で休む日に、特別休暇（臨時）を申請することはできるか？

A7. できません。欠勤もしくは年次有給休暇をお使いください。

Q8. 小学校等の臨時休業とは関係なく就業先から自宅待機を命じられ休む日に、特別休暇（臨時）を申請することはできるか？

A8. できません。なお、就業先から自宅待機を命じられることがあれば営業担当者までご連絡ください。

Q9. 一度申請したあとに追加申請はできるか？

A9. できます。ただしなるべく一度にまとめて申請ください。

Q10. 厚労省の『新たな助成金制度の創設』では、「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子」も対象としているが、パソナの特別休暇（臨時）の対象とはなるのか？

A10. このたび当社が設けた特別休暇（臨時）の対象は1ページ目の【対象】に記載させていただいたとおりです。なお、「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子」の保護者は特別休暇（臨時）の対象にしておりません。